江 地 第 213 号 令 和 6 年 12 月 16 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

江北町長 山田 恭輔

市町村名	江北町						
(市町村コード)		(41424)					
地域名	上小田地区						
(地域内農業集落名)		(岳、上区、観音下、石原)					
力学の幼用も取り	ましめた年日ロ	令和5年11月19日					
協議の結果を取り	まとめた平月ロ	(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は高齢化が進み担い手農家は減少傾向である。

圃場の一筆あたりの面積も比較的狭く、パイプラインもない農地や耕作条件が悪い農地もある。

中山間に位置する農地は有害鳥獣等の被害が多い。

持続的に農地利用を図り地域農業を守るため、新規農業者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者(農地管理者含む):66人、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

主な作物:水稲、麦、大豆、露地野菜、果樹等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域全体で農業を守ると同時に農地所有適格化法人の新規参入をあっせんすることで担い手減少問題を解消。

また、地域社会と担い手・担う者が一体となって農地を耕作や管理していく組織の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	105 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

主に中山間地域等直接支払い交付金制度に基づく集落協定や多面的機能支払交付金制度の活動対象組み込まれた農地とする。また、農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地や林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業0	の将来	その在	り方に	向け	た鳥	農用地の効率に	的かつ総	合的	かな利用を図るが	こめ	に必要な事項		
	(1)農用地の集積、集約化の方針													
•	農地中間管理機構を活用して、関係機関と連携し集落営農組織や担う者を中心への農地集積を進める。										進める。			
		-		理機構						# U BB 66 * TO	MA 144		Mr. 7.T	2.34 A 1
	地域計画の取り組みを軸に地域全体の農地を原則として農地中間管理機構に貸し付け、農業経営の安定と農村環境保全のために集約化を進める。										を宮の安定と農			
Ì	(3)基盤整備事業への取組方針													
	平野	部は明	佳畔 隊	余去を行	すしいま	匀平	することで農業	業の作業?	効率	を図っていきた	ال،			
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針														
	新規就農者の確保・育成や認定農業者・認定新規農業者・農業法人の育成・支援を各関係機関(県や農業協同組合等)との連携をより強化しながら取り組む。 地域計画に基づく協議の継続及び地域の農業情勢の把握をし、その内容を各関係機関(県や農業協同組合等)と共有する。													
ł	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針													
	農業協同組合には、融資の資金面や営農技術の指導及び情報交換などの充実を図る。 現在は活用していないが、農作業支援事業を活用できる体制の整備。													
_	以下位	任意記	記載事	事項(地	域の)実	情に応じて、必	夢な事項	[をi	選択し、取組方象	計を	記載してください	١)	
	I	鳥割	被害	防止対	策		②有機・減農薬	蔥∙減肥料	>	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
		, ,,,,,,		原作物等	_		⑦保全•管理	等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他
	有害, るよう	鳥獣原	ゲル な。 る。		てワ	ー	マーメッシュの		繕▫	維持管理を継続	売的 (に取り組み、農業	業被	害を抑制でき
ı														